

平成 29 年 5 月 1 日より一部の判定基準が変わります

(一社)自動車公正取引協議会が主催する「中古二輪車の走行距離表示の適正化に関する特別対策部会」を踏まえ平成 28 年 10 月より二輪業界全体で共通の走行距離表示へ順次切り替えがスタートしました。JABA では走行メーターの巻き戻しなど不当な表示を防止し、不正改造撲滅へ向け、走行距離表示における判定基準を下記の通り一部変更します。

JABA へ加盟する全てのオークション会場にて、下記の通り統一対応がとられます。

	
	
	
	
	
	
	

◆原付などの 4 桁オドメーター搭載車両でも 5 桁オドメーター搭載車両と同様の判定を行います。

◆「走行疑義車両 (?)」の判定基準は下記の通りとなります。

- ①出品店より走行疑義の申告がされた。
- ②オドメーターのコマにズレやキズがある。
- ③オドメーターの本体に加工穴など手が加えられた形跡がみられる。

【注意】以下の場合は対象外となります。

- ・純正メーター本体のメーターパネル、バックライトやインジケーターの交換。
- ・メーターパネルにステッカーが貼ってある。

◆マイルオドメーター搭載車両で、車検証に記載されている距離単位と、車両に表示されている距離単位が異なる場合は「走行距離減算車 (*)」となります。

【注意】マイル、キロと切り替え式の車両は除きます。